平成２１年（フ）第６４３号
石川県白山市部入道町ヌ44番地10、従前の住所石川県白山市鹿島町ぬ48番地５
債務者　守部　綱壽
１　決定年月日時　平成21年12月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蕪城　哲平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２６２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津1515番地21　昭和金属社員寮104号室
債務者　荒幡　俊充
１　決定年月日時　平成21年12月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　名和田陽子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月11日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
長崎県大村市原口町800番地レジデンス原口Ⅱ205号
債務者　泉野　真樹
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　祥之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月17日午後２時
５　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第４００号
長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬3010番地28
債務者　下田俊市郎
１　決定年月日時　平成21年12月14日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大門　嗣二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月25日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年３月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２９号
北海道士別市東３条北８丁目２番地北部団地Ｅ―202
債務者　高島　貞男
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２１年（フ）第４７０号
群馬県高崎市新町2270番地５
債務者　望月　政夫
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第１２２号
新潟県上越市大字野尻1330番地
債務者　馬場　洋一
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１３２号
新潟県妙高市大字桶海316番地
債務者　後藤　悟
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第１４５号
新潟県上越市南本町２丁目６番26号　ハイツかきやＥ号、前住所新潟県上越市南本町３丁目６番10号
債務者　滝野　光儀
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２１年（フ）第４７３号
静岡県熱海市下多賀417番地の９
債務者　赤上　成人
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第４９０号
静岡県裾野市平松501番地の２
債務者　板垣　雅裕
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５０２号
静岡県伊豆の国市四日町385番地の１　レオパレスプリマベーラ103号
債務者　関上　和文
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
静岡県沼津市小諏訪96番地の１　アネックス恵Ａ－４
債務者　渡邊　亘
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５２２号
静岡県三島市八反畑128番地の７　コーポ三橋201
債務者　工藤　宏美
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第５４８号
静岡県三島市東本町１丁目２番６号　栄光ビル１―303、前住所静岡県三島市中田町３番11号
債務者　内島　昭人
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２３８５号
鹿児島県熊毛郡屋久島町安房87番地、申立時の住所愛知県東海市大田町上浜田22番地　ユニーブル大田川101号
債務者　泊　傳十郎
１　決定年月日時　平成21年12月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部